

# 徳島県生活環境保全条例 の一部改正案について

徳島県危機管理環境部環境管理課

1

## 大気汚染防止法について

大気汚染防止法では、固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

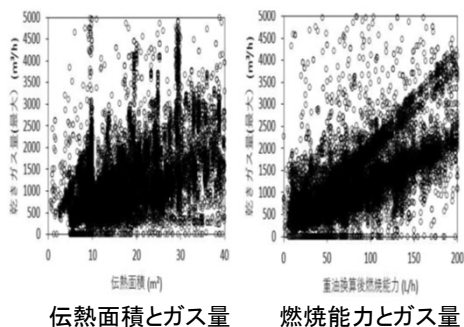
- 1 ばい煙とは:いおう酸化物, ばいじん  
有害物質(カドミウム及びその化合物, 塩素及び塩化水素,  
弗素, 弗化水素及び弗化珪素,  
鉛及びその化合物, 窒素酸化物)
- 2 ばい煙発生施設:ボイラー, 乾燥炉, 廃棄物焼却炉等33種類
- 3 規制
  - (1)排出制限
  - (2)設置・変更の届出
  - (3)測定義務

2

# 大気汚染防止法施行令改正

○令和2年度「ばい煙発生施設影響評価検討会」にて規模要件の検討

- 伝熱面積と排出ガス量との相関性・・・弱
- 燃料の燃焼能力と排出ガス量との相関性・・・強
- バーナーの有無によらず、燃料の燃焼能力で規制すべき



※伝熱面積とは  
燃焼熱を水等に伝える面を伝熱面といい、その規模を伝熱面積という 3

# 法施行令の規模要件の改正

○ボイラーの規模要件

伝熱面積が一〇平方メートル以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル



令和3年9月29日公布  
令和4年10月1日施行

燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上

## 大気汚染防止法施行令改正後の設置基数等について(全国)

### <規制対象外となる施設の数>

規制対象外となるのは届出されているボイラーのうち10.9%に当たる13,841施設

### <ばい煙排出量への影響>

ばい煙排出量を試算すると、多く見積もっても、全体の2~4%程度

### <現在流通している規制対象外となる規模のボイラー>

気体・液体燃料のものは技術革新により排ガス処理を行わなくても基準を満たす性能のものが一般的

固体燃料のものは、排ガス処理装置が搭載されているのが一般的

### <検討結果>

以上のことから、今回、規制対象外となる施設からの排出ガスに含まれる大気汚染物質の量という点においても影響は大きくないと考えられる

5

## 生活環境保全条例とは

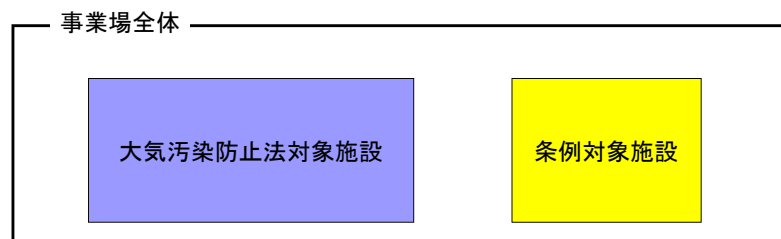
徳島県環境基本条例の本旨にのっとり、公害の防止のための規制並びに日常生活及び事業活動における生活環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

6

# 大気汚染防止法との関係

## 大気汚染防止法第三十二条(抜粋)

この法律の規定は、地方公共団体が、…、ばい煙発生施設以外のばい煙を発生し、及び排出する施設について、その施設において発生するばい煙の大気中への排出に関し、…、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。



7

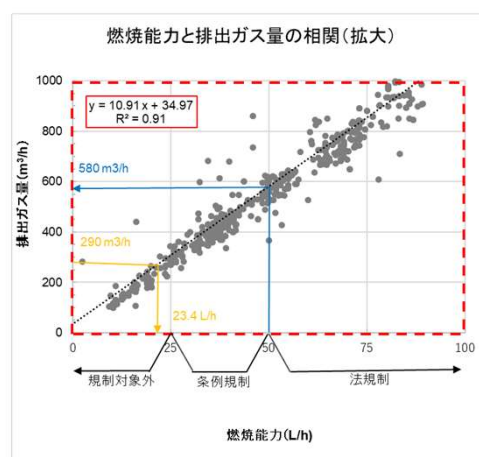
# 条例改正案

## ○ボイラーの規模要件

伝熱面積が五平方メートル以上一〇平方メートル未満

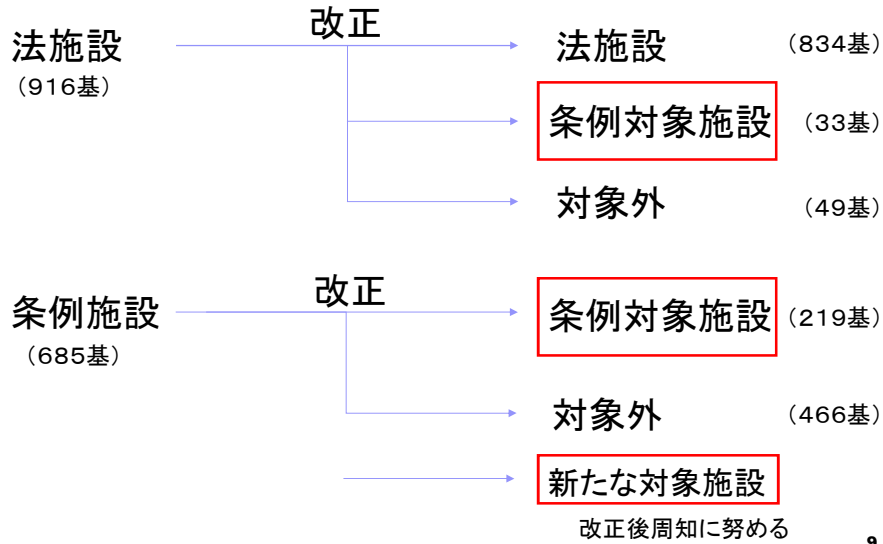


燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二五リットル以上五〇リットル未満

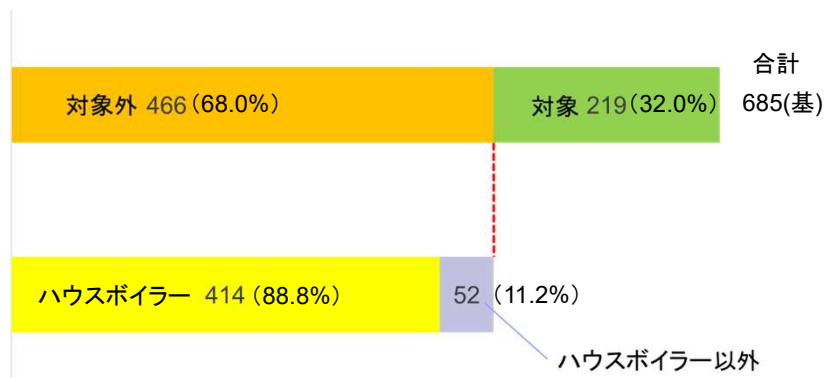


8

## 改正による条例規制対象施設数について

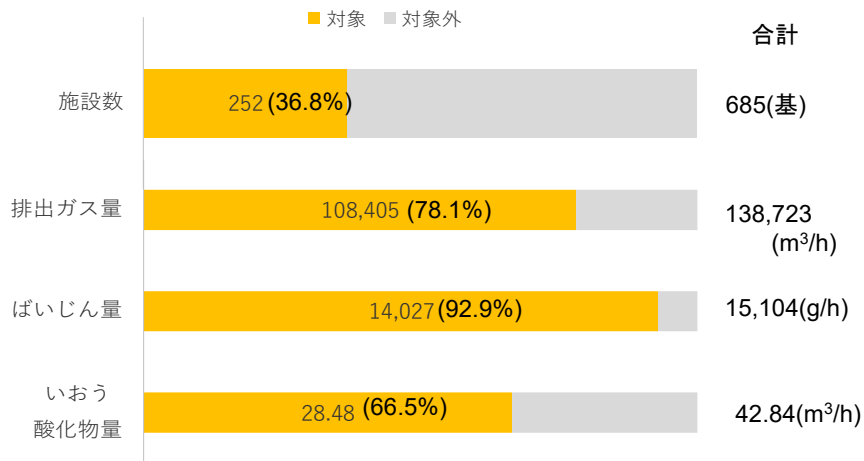


## 条例規制対象外となるボイラーについて



・ハウスボイラーは伝熱面積が大きい割に燃焼能力が小さいため、ほとんどの施設が対象外となる。

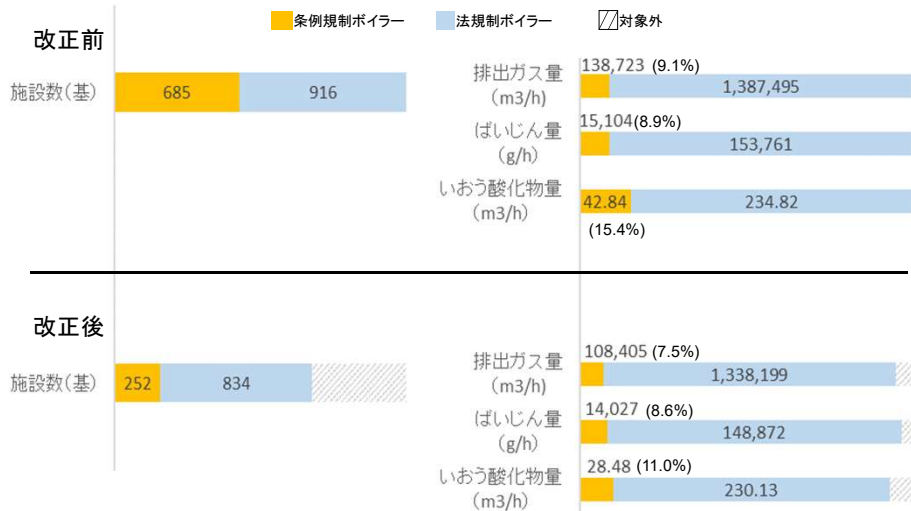
## 改正前後における条例規制対象ボイラーの状況



排出ガス量は改正前の約8割、ばいじん量は約9割と減少割合は小さい。

11

## 改正前後における法・条例規制対象ボイラーの状況



条例で規制されるボイラーに占める排出ガス量、ばいじん量、いろいろ酸化物量の割合はほとんど変わらない。

12

## まとめ

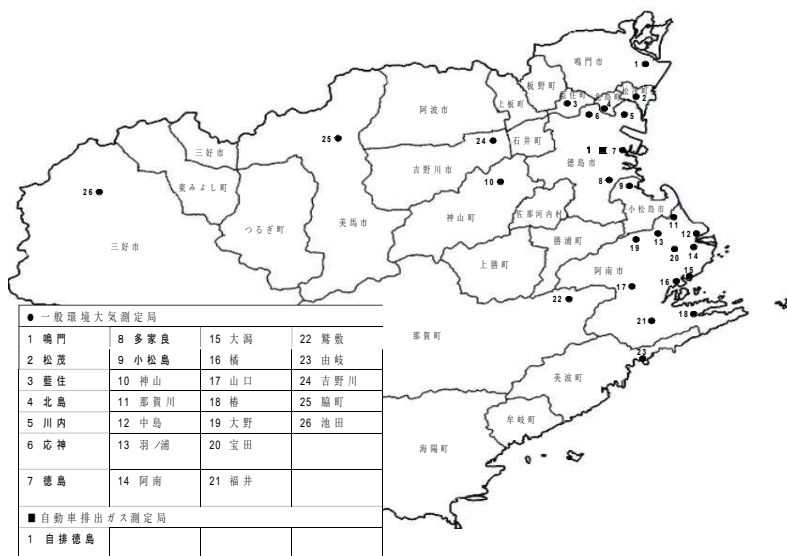
- 規模要件を「燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二五リットル以上五〇リットル未満」に改正した場合、条例の届出対象施設数は現在の約4割に減少するが、排出ガス量は約8割、ばいじん量は約9割、いおう酸化物量は約7割であり、規制対象量は維持される。
- 条例は規模が小さいボイラーを規制しているため、法又は条例で規制されているボイラーに占める排出ガスの割合は小さい。
- 改正後も法又は条例で規制されるボイラーに占める排出ガス量、ばいじん量、いおう酸化物量の割合はほとんど変わらない。



改正後も、ボイラーの排出ガスに対する規制は維持されるため、大気環境への影響は小さいと考えられる。

13

## 県内の一般環境大気測定局



14